

次代に伝承するときが来た。

「匠人」<sup>たくみびと</sup> それは職人の技と情熱の証<sup>あかし</sup>

# 平成18年度 富士マイスター「匠人」<sup>たくみびと</sup> 募集

市は、平成17年度から、全国的にも通用する卓越した技術・技能を持つ人を、ふじマイスター「匠人」<sup>たくみびと</sup>として認定しています。

マイスターとは、ドイツ語で親方、名人の意。富士市のものづくりを支え、次代に技能・技術を伝承するその道の名人、ふじマイスター「匠人」<sup>たくみびと</sup>の、今年度の募集を行います。



建築板金



塗装

平成17年度  
「匠人」<sup>たくみびと</sup>の3人



建具・家具



ふじマイスター「匠人」

ふじマイスター「匠人」のシンボルマークは、熟練した技術・技能、優れた人格などをイメージする筆字の「匠」。  
その中に、富士市の頭文字「F」を富士山の形に表現しています。

## 認定基準

- (1) 当該職種において、技能・技術の程度が卓越していること
- (2) 現役の技術・技能者であり、認定後も相当年数の活躍が見込まれること
- (3) 他の技術・技能者の模範として認められ、その技術・技能の保存、伝承に積極的であること
- (4) 後進の指導・育成ができる知識・技能・識見などの能力を有していること
- (5) 市が行うマイスター事業などに賛同し、積極的に協力する熱意を有すること

## 応募資格

- ・富士市に在住・在勤の人
- ・技術・技能が極めて優れていること
- ・経験年数25年以上、年齢45歳以上の人  
(平成18年4月1日現在)
- ・自薦・他薦は問いません。ただし、職種の団体に属する人は、原則として、団体の推薦を受ける必要があります。

## 応募方法

所定の応募書類に必要事項を記入し、直接または郵送で商業労政課へ  
応募用紙は、商業労政課、図書館、各公民館にあります。また、富士市ホームページからダウンロードもできます。

## 締め切り

平成18年5月31日(水) 必着

## 発表

平成18年8月2日(水) 予定  
認定された人には、認定証、記念品などを授与します。なお応募書類は返却しません。

## 申し込み・問い合わせ

〒417-1860-1

富士市役所商業労政課

「ふじマイスター」係

☎(55)2778 国(51)1997

✉sy-syoungyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

🌐http://fujishi.jp/cityhall/

syouko-b/syoungyou/